平成２２年（フ）第９号
兵庫県篠山市今福647番地１　ハイコートささ山103号
債務者　吉田三恵子
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
香川県さぬき市長尾東2064番地10
債務者　中辻　千里
１　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６４号
香川県高松市高松町1899番地８古高松屋島東住宅
債務者　土居　弘和
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１４０号
宮城県名取市植松４丁目８番２―10号
債務者　高橋　　亘
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
仙台市青葉区上杉１丁目９番37号　上杉第３ビル103
債務者　高橋　宏樹
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２７０号
仙台市青葉区北目町２番33―701号
債務者　岩崎　静香
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
宮城県宮城郡利府町沢乙東３番地１
債務者　板橋　智昭
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３４０号
仙台市青葉区吉成２丁目８番５号
債務者　齋　　陽子
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３号
宮城県大崎市古川駅東３丁目１番35号
債務者　横山　裕一
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第４２３号
福島県伊達市霊山町上小国字宮内28番地
債務者　狗飼　晶弘
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第４１号
福島市渡利字八幡町102番地の１　坂本ハイツ101
債務者　村松由紀恵
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第５０号
福島県二本松市岡ノ内117番地
債務者　齋藤　　香
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第５５号
福島市泉字下鎌２番地の22　スプリングハイツ２―C
債務者　平栗美奈子
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第４７号
茨城県坂東市中里956番地27波田野悟方
債務者　ハタノ　チッドチャノック（HATANO　CHIDCHANOK）
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第６８号
茨城県古河市中央町１丁目10番43号
債務者　中村さち子
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第６９号
茨城県常総市馬場2408番地１
債務者　飯野きよ江
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１７号
千葉県木更津市吾妻53番地２―16号
債務者　友松　花絵
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第５６号
金沢市額谷１丁目56番地１、従前の住所東京都清瀬市上清戸２丁目６番24号
債務者　小山司乃美
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
金沢地方裁判所